

伊賀市の子育て支援施策について

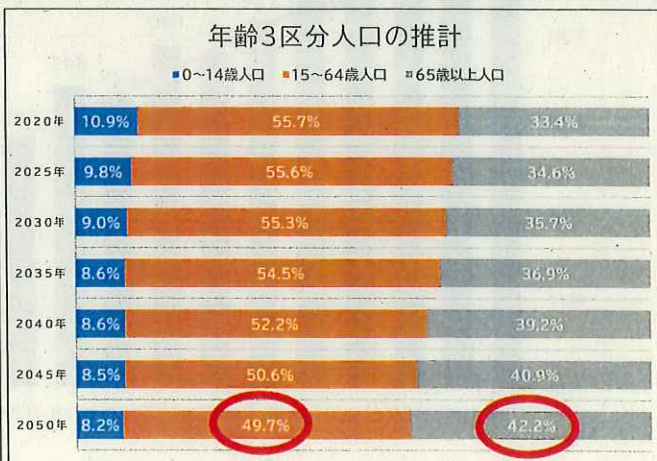
2024(令和6)年7月25日
健康福祉部こども未来課

1

伊賀市における今後の人口推計

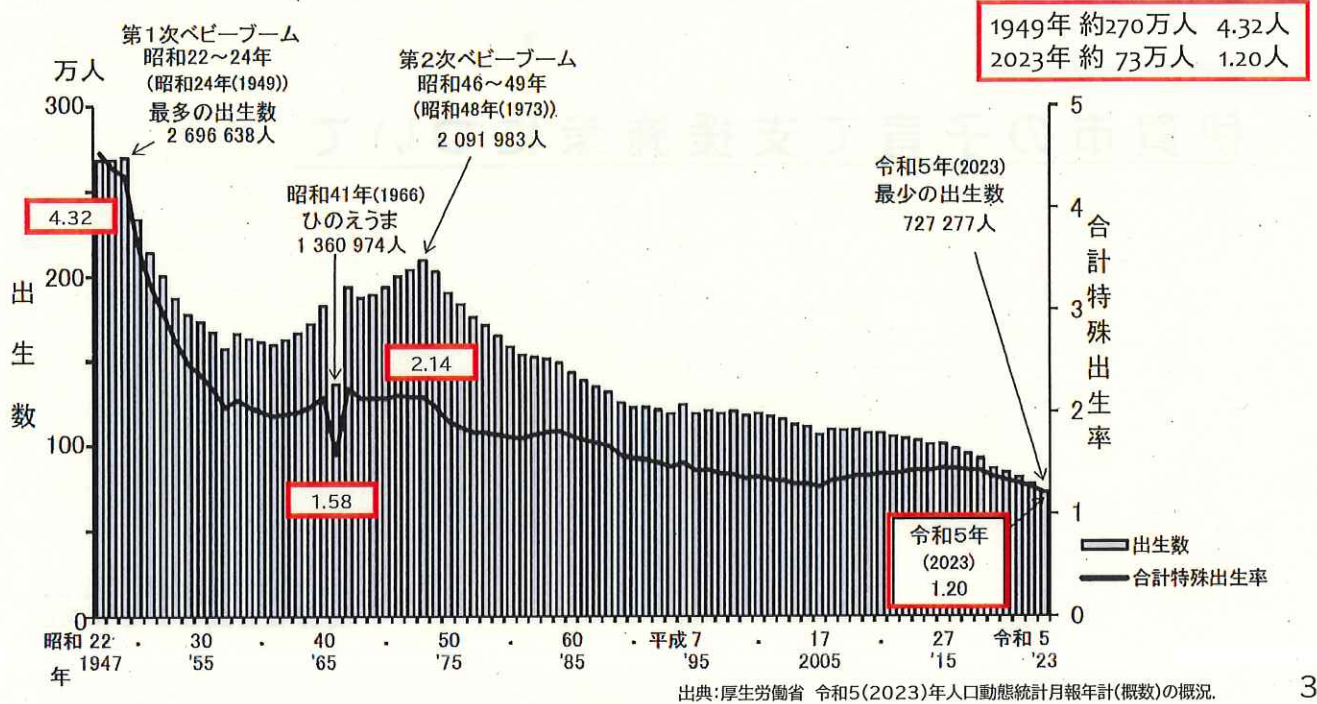
国立社会保障・人口問題研究所推計（人）

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～14歳人口	9,699	8,247	7,127	6,462	6,039	5,543	4,953
15～64歳人口	49,461	46,818	43,941	40,734	36,543	33,026	30,084
65歳以上人口	29,606	29,084	28,373	27,553	27,451	26,689	25,544
総人口	88,766	84,149	79,441	74,749	70,033	65,258	60,581



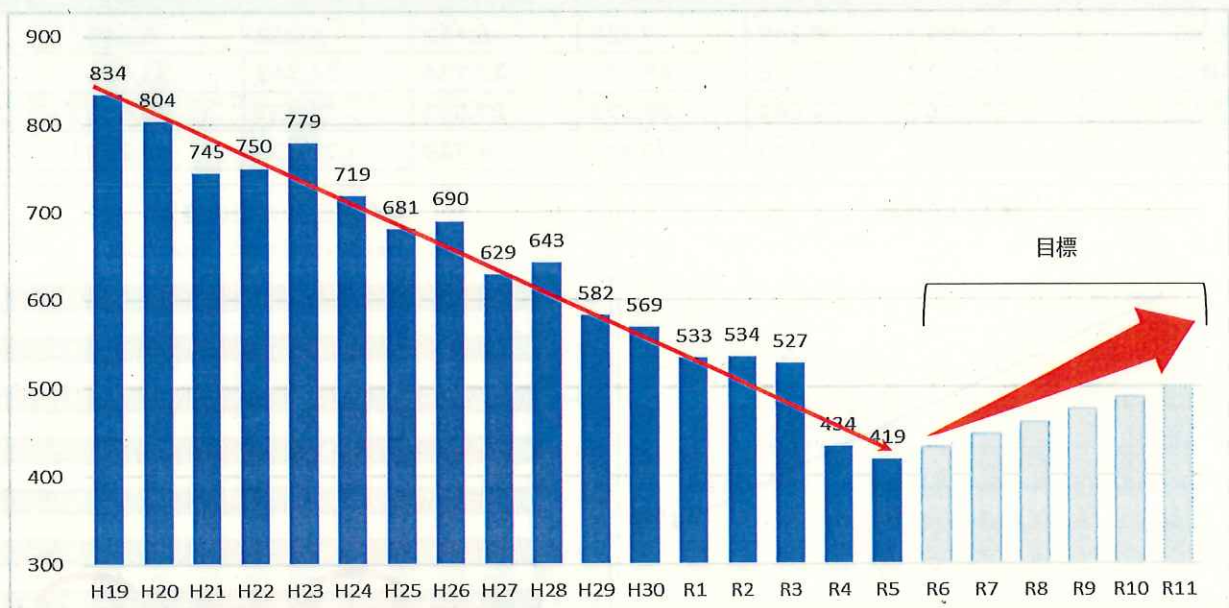
2

全国 出生数と合計特殊出生率の推移



3

伊賀市における年度別子どもの出生数



4

こども支援についての近年の動向

●常に子供の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足。

●令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として、「こども基本法」が施行された。こども基本法では以下のような内容が定められている。

子ども施策に関する大綱(こども大綱)

【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定

【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく計画(「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」)と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映

【こども基本法第11条に規定】

こどもや子育て当事者の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすることや広く社会に発信していくことが求められている

5

「こども計画」の策定について

令和5年4月1日、こども政策を総合的に支援することを目的に「こども基本法」が施行されました。

国は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項について「こども大綱」を定め、「こども大綱」には「少子化対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」を含まなければならないとされています。

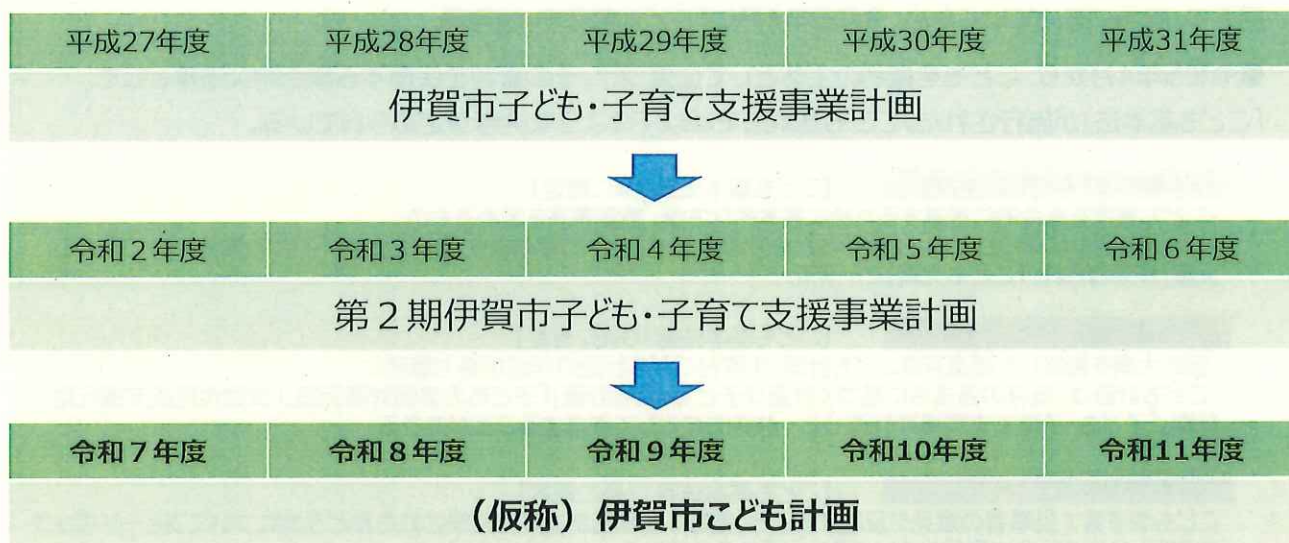
都道府県と市町村には、「こども大綱」を勘案し、「こども計画」を定める努力義務が課せられました。

こども基本法 第10条第3項

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条については「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

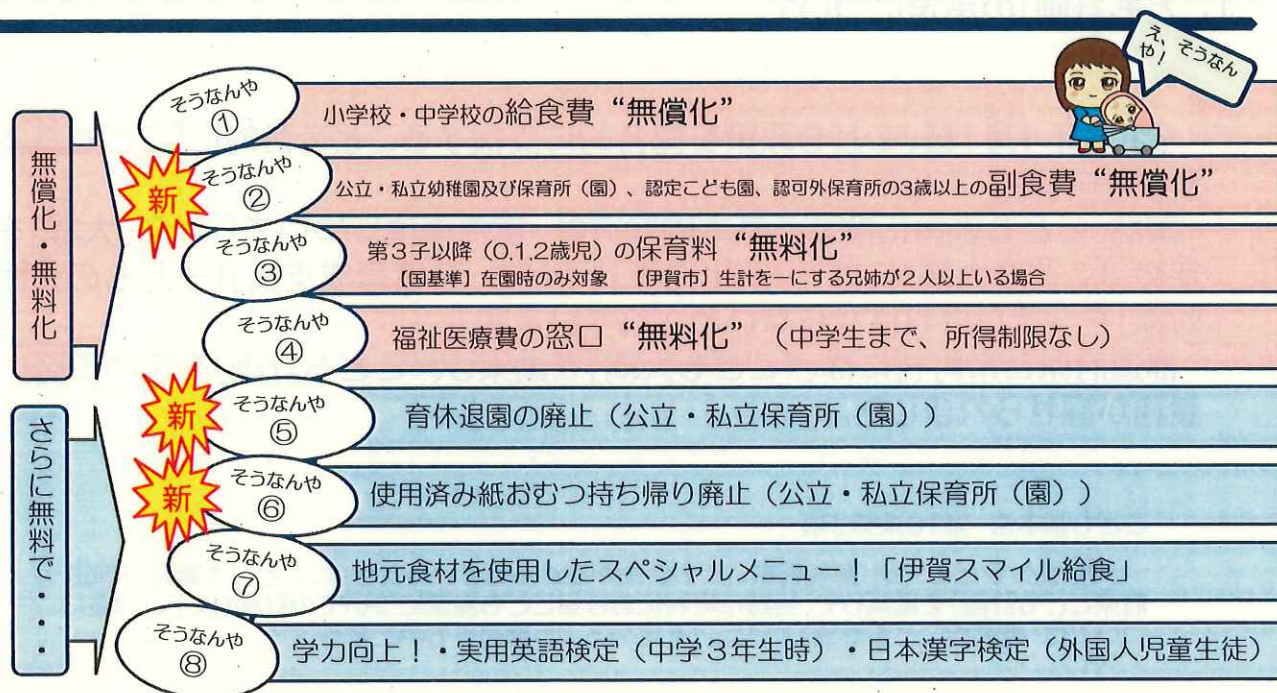
6

(仮称)伊賀市子ども計画 計画の期間



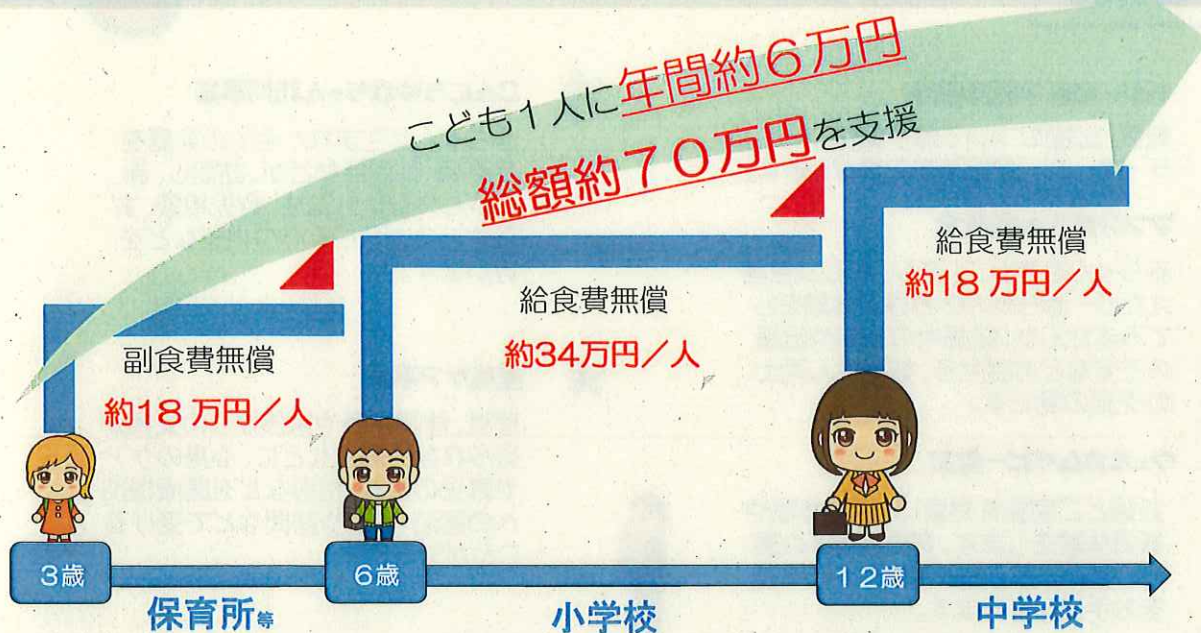
7

伊賀市の子ども・子育て施策における ベーシックサービスの無償化！



8

伊賀市子育て支援“SaPo70”事業



9

その他の子育て支援施策

伊賀流 未来★応援の術

～あなたの妊娠・出産・子育てを応援します～

NINJA CITY
忍州市伊賀

(2024年4月)

10

妊娠・出産の巻



妊娠・出産の電話相談

妊娠・出産について母子保健コーディネーターが相談をお受けします。



ママの育児体験教室

赤ちゃんを抱っこしたり、おむつを替えたり…赤ちゃんのお世話体験を試みませんか。妊娠中の疑問や出産の不安なども話せる、妊婦さん同士の交流の場です。



ウェルカムベビー教室

妊婦とご家族を対象に、沐浴体験や妊婦体験をします。育児グッズの展示、相談など赤ちゃんを迎える準備をお手伝いします。



こんにちは赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんが生まれた全ての家庭を保健師・助産師などが、訪問し、赤ちゃんの身体計測や、育児相談、お母さんのからだと心の相談などを行います。



産後ケア事業

産後、体調不良や家族からの支援が得られない場合などに、心身のケアや育児の相談・指導などを医療機関への宿泊・通所や訪問などで受けることができます。

子育ての巻



定期健診

1歳6カ月児健診、3歳児健診、5歳児健診、就学前健診等



就学援助制度

経済的な事情で義務教育の費用にお困りの方に対して、学用品といった学校に納入した費用の一部を援助する制度です。



放課後児童クラブ

学校終了後、共働きなどで保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、支援員が家族に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。



ふれあい教室

学校生活や不登校に関する相談、家庭での子育てに関する相談に応じます。



奨学金制度

市内の高校生・大学生などに返済不要の給付型奨学金を支給しています。



子育ての手助けが欲しい・預けたいとき



一時預かり(一時保育)

保護者の仕事や病気、緊急時に家庭において保育が困難な場合や、保護者の育児疲れなど心身の負担を軽減するために、一時的にお子さんを保育所(園)でお預かりします。



子育て短期支援(ショートステイ)事業

病気や疲労などで、育児が困難な保護者をサポートするため委託契約した乳児院や児童養護施設で宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。



病児保育事業

こどもが病気や病気の回復期に保育所(園)などでの集団生活が難しく、かつ保護者の就労などによって保育を行うことができない場合に、ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室でお預かりします。

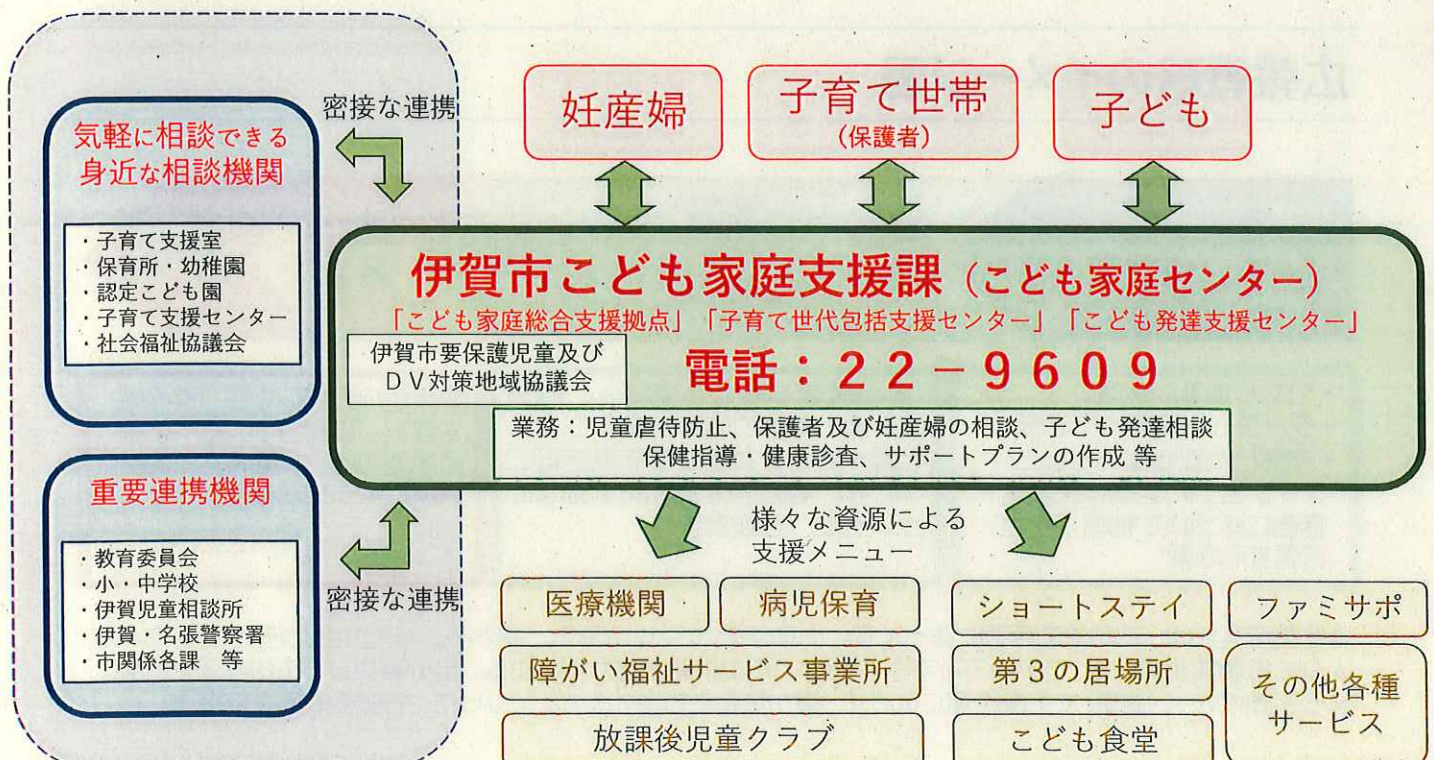


伊賀市ファミリー・サポート・センター

子育てを助けて欲しい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(提供会員)からなる会員組織で、センターのアドバイザーがお互いの希望を考慮し、依頼会員と提供会員の信頼と了解の上で一時的にお子さんをお預かりします。



13



広報戦略の策定について

目的

他市に比べて充実している施策や先進的な事業も情報発信が十分にできていないなどの課題を整理し、市民との情報共有、信頼関係づくり、市民の参画、協働による市政運営と市内外における市のブランドイメージの向上を推進し、これまで以上に選ばれる伊賀市をめざすためには「伝わる・つながる広報」への変革が必要。

市の広報活動の目的と方向性を定め、全庁的な視点で一体的に広報を推進するため、「伊賀市広報戦略指針」を策定。

- 従来からの広報・・・情報を伝達し、関係の構築や維持する役割
- これからの広報・・・従来からの広報に加え、ステークホルダーとの双方向コミュニケーション等により、本市や市民の目的達成や課題解決を図っていく機能が求められている。

人事機能や財政機能などと並ぶ経営機能の一つであることを認識し、明確な目標を持ったうえで「戦略的広報」を推進。

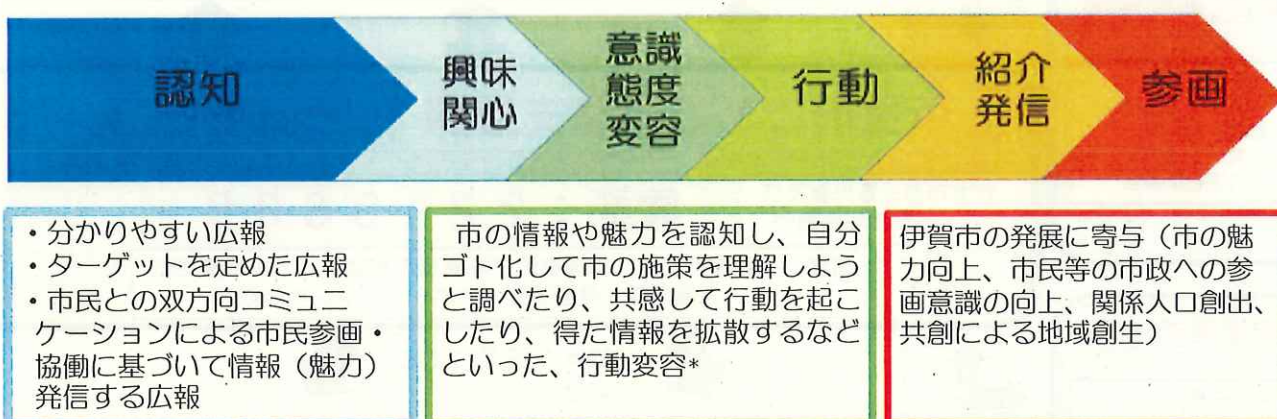
伊賀市 広報戦略指針

～伝える広報から
伝わる・つながる広報へ～

2024（令和6）年2月

15

広報戦略のイメージ図



*行動変容とは、市の広報活動によって促される伊賀市民や伊賀市と関わる、または関わろうとしている人々の行動変化のこと。市のメディア等を通じて市の情報や魅力を認知し、自分事化して市の施策を理解しようと調べたり、共感して行動を起こしたり、得た情報を拡散するなどといった、行動変化全般を指す。

16

めざす姿にむけての広報戦略

基本戦略1 市民に伝わり、つながる広報 ～市民とのコミュニケーションの強化～

- I 市民が知りたい情報がすぐに見つかり、市民に知らせたい情報が確実に伝わる広報の実現
- II 市政への関心を高め、市民参画を促進

基本戦略2 市民にも全国にもつながる広報 ～情報発信力の強化～

- I メディアの有効活用と機能の充実
- II 伊賀ブランドの構築と全国に向けた情報発信の強化

基本戦略3 職員がつなぐ広報 ～戦略の実行を支える体制等の強化～

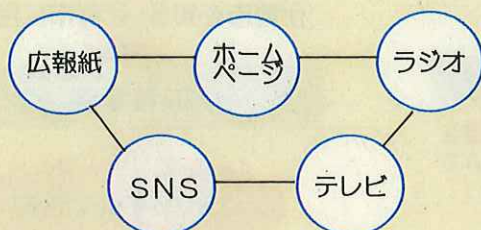
- I 広報戦略推進に向けた広報マネジメントの強化
- II 職員の意識改革と広報スキルの向上

17

利便性の向上と効果的な情報発信手法

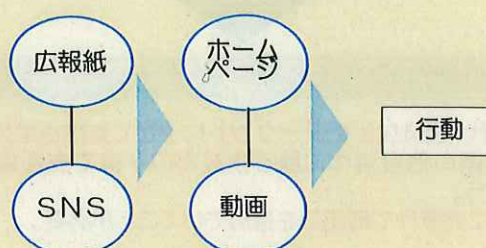
メディアミックス・クロスメディアのイメージ

メディアミックス
複数のメディアで同じ表現により情報を発信



情報への接触機会が増大

クロスメディア
最適なコンテンツを組み合わせ
行動に至るまでの仕掛けを作っていく



行動変容の可能性が増大

18

メディアの分類・整理と効果的な活用

PESOメディア(4つのメディアの強みと弱み)

Paid Media (ペイドメディア) 外部へ有料で依頼するメディアの総称で、プッシュ型の発信や優良なクリエイターによる発信が行われた場合に、幅広い層への情報やサービスの伝達が可能となります。一方で、発信側の「広告」のため、情報が一方通行になりがちです。また、コストがかかります。 媒体例：インターネット広告、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌広告、折り込みチラシ	Earned Media (アーンドメディア) テレビ・新聞などの拡散力のあるメディアで、第三者による発信のため公平な情報とみなされる傾向があります。一方で発信内容は各社の報道方針に沿って行われるため、発信側が伝えたい内容がそのまま報道される訳ではありません。 媒体例：テレビ、新聞 (Web含む。)
Owned Media (オウンドメディア) 組織のメッセージをそのまま発信できる一方で、情報範囲は組織の持つツールの発信力の範囲にとどまります。また、発信側の見解のため、そのまま書きみにされないこともあります。 媒体例：広報紙、行政情報番組、公式ホームページ、プレスリリース	Shared Media (シェアドメディア) SNSに特化したメディアで、ユーザー同士が情報をシェアすることで広がります。また、広がり方により、とめどなく広がる特徴もあります。一方、拡散させる工夫が必要です。 媒体例：SNS (LINE, Instagram, Facebook, Xなど)、クチコミサイト、レビューサイト

19

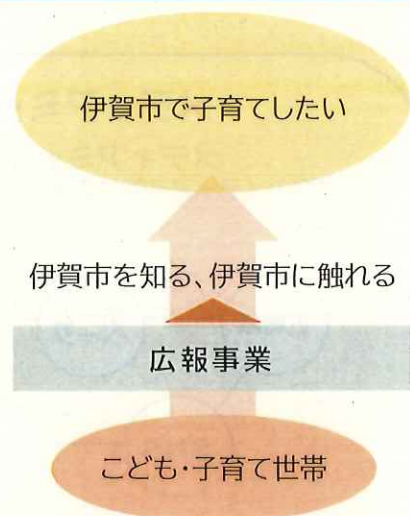
広報事業の目的

- ・本市は「誇れる・選ばれる伊賀市」を目標に掲げ、さまざまな施策を展開している。
- ・その中でも重要施策である「子育て支援」では、他の自治体に先がけ、先進的な取組を行っているが、「**子育て支援が充実したまち**」として知られていない。
- ・**消滅可能性自治体**が公表された中、いずれの自治体でもこれまでに以上に**子育て支援施策が重要視**されている。

広報事業の目的

- ・**子育て世代、企業などをターゲット**に子育て支援施策の情報発信を展開し、全国の他自治体に勝る**伊賀市の子育て支援施策**について知ってもらう。
- ・**他自治体に先駆けて取組を進めていくことが必要。**

情報が伝わり、伊賀市へのさまざまな行動変容を促す



20

子育て支援施策についての広報戦略

